

# 地域運営組織の活動とその背景



まち・ひと・しごと創生本部「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」  
「地域の課題解決を目指す地域運営組織 ―その量的拡大と質的向上に向けて― 最終報告」  
(座長：小田切徳美 明治大学教授) (平成28年12月13日) (抄)

---

5 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方向

(6) 都市部における取組

(略)

- ・ 都市部では、特に、高度経済成長期に整備した一部の大規模な住宅開発地域や住宅団地などにおいて、特定の世代が同時に大量に入居するという状況が見られた。これらの団地等では、近年、高齢化や人口減少が急速に進行し、中山間地域と同様の課題を抱えているが、地域によっては、高齢者の福祉介護や買い物支援等を中心に、地域運営組織による生活サービスの提供の取組が行われている。このように地域運営組織が活動している地域は、従来から地域における住民活動が盛んに行われ、地域コミュニティの基盤が存在していたところが多い。

(略)

- ・ さらに、地域住民の取組にあたっては、住民からの要請に応じて、行政が適切に後方支援を行い、地域住民と行政が協働して取組を進めることが効果的である。例えば、横浜市戸塚区のドリームハイツ団地においては、住民で構成する地域の協議会が、住民へのアンケート調査により地域の課題発掘を行うとともに、課題解決に向けた提案を行い、更に、協議会の構成団体である地域の自治会や福祉部会等の実行組織である各団体が課題解決に向けた具体的な取組を実践している。また、当初は地域住民だけの活動であったが、協議会から横浜市への働きかけにより、横浜市からの資金援助やファシリテーターの派遣など、行政との協働事業が制度化されている。

# 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」 (座長：小田切徳美 明治大学農学部教授) (平成28年3月) (抄)

## 3. 地域運営組織の実態(アンケート調査より)

### 3-1. アンケート調査の概要

本事業では、地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

アンケート調査の実施概要及び調査対象は以下の通りである。

実施主体：	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室
調査期間：	平成27年9月29日～平成27年10月30日
調査対象：	全市町村(1,741) (東京都特別区含む)
回答数：	1,590市町村(回収率91%)、個票：1,723団体

### ■調査対象

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、次のような活動を行っている組織。

総合的なもの 生活支援関係	市町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理(指定管理など) コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援(清掃、庭の手入れなど)、弁当配達・給配食サービス、買い物支援(配達・地域商店運営、移動販売など)
子育て支援関係	高齢者福祉関係 声かけ・見守り、高齢者交流サービス*
地域産業関係	保育サービス、一時預かり
財産管理関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など) 空き家や里山の維持・管理など

\*集会所等に集まり時間を共有することで、孤立化の防止やコミュニティ機能を維持向上。

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業(学校・保育所、病院、介護施設等)やそれに付帯する送迎等

# 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」 (座長：小田切徳美 明治大学農学部教授) (平成28年3月) (抄)

## 3-2. アンケート調査結果からみる地域運営組織の実態

### (1) 地域運営組織の設置状況

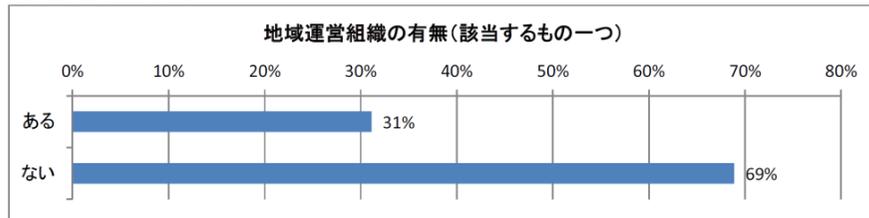
地域運営組織が「ある」と回答した市町村は、有効回答 1,590 市町村中の 494 市町村 (31%) となっており、地域運営組織の組織数は、全体で 1,680 団体※となっている。

また、地域別にみると地域運営組織が「ある」と回答した市町村の割合は、中国地方 (48%) が最も多くなっており、次いで東海地方 (45%) となっている。

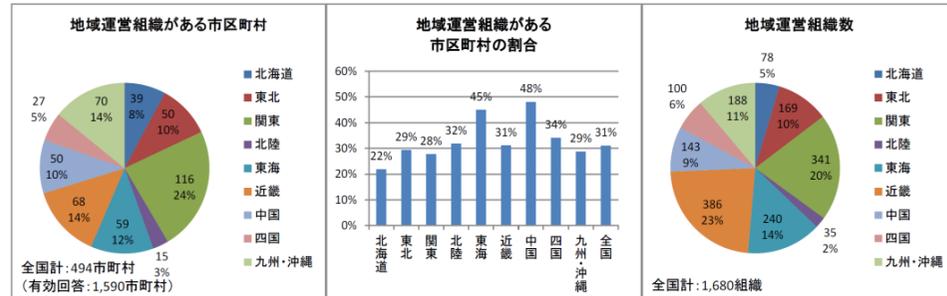
さらに、地域運営組織が「ない」と回答した 1,093 市町村中の 965 市町村 (88%) が、地域運営組織を現在ない地域に立ち上げていく必要性を感じている。

※ 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく事業を実施することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とした組織であるため、地域運営組織の構成員として重要な役割が期待されるものの、本調査の地域運営組織の組織数からは除外している。

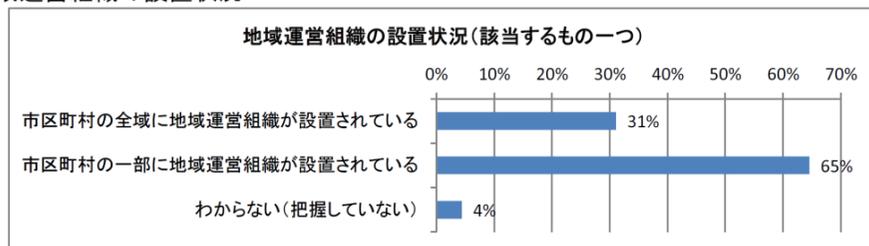
### ■ 地域運営組織の有無



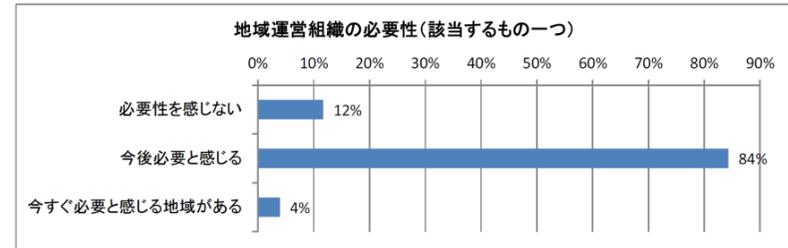
### ■ 地域運営組織がある市町村と組織数



### ■ 地域運営組織の設置状況



### ■ 地域運営組織の必要性 (現在、地域運営組織が「ない」とした市町村)

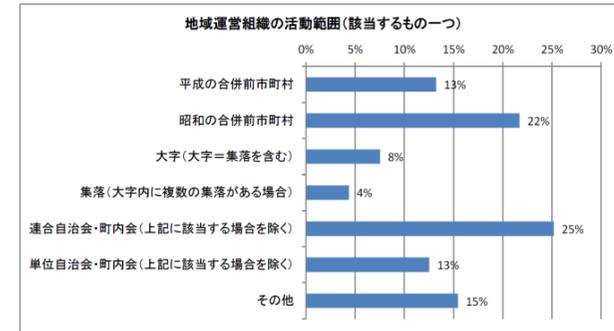


### (2) 地域運営組織の活動範囲

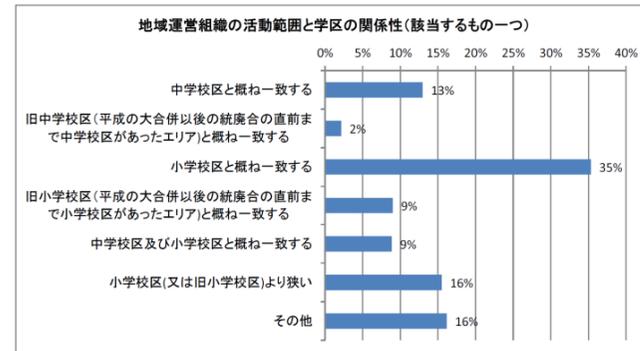
地域運営組織の活動範囲については、「連合自治会・町内会」(25%) が最も多くなっており、次いで「昭和の合併前市町村」(22%) となっている。

また、学区との関係性については、「小学校区と概ね一致する」(35%) が最も多くなっており、「旧小学校区 (平成の大合併以後の統廃合の直前まで小学校区があったエリア) と概ね一致する」(9%)、「中学校区及び小学校区と概ね一致する」(9%) を加えると、半数を超える組織 (53%) が概ね小学校区または旧小学校区を活動範囲としている。

### ■ 地域運営組織の活動範囲



### ■ 地域運営組織の活動範囲と学区の関係性

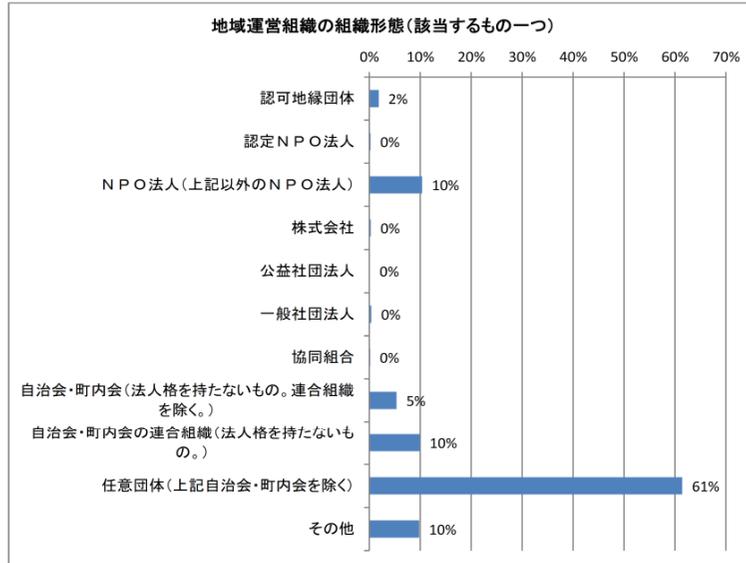


# 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」 (座長：小田切徳美 明治大学農学部教授) (平成28年3月) (抄)

## (3) 地域運営組織の組織形態

地域運営組織の組織形態については、「任意団体（自治会・町内会（その連合組織を除く）」（61%）が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの）」（10%）、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」（5%）を加えると、76%が法人格を持たない任意団体となっている。法人格を有している組織形態の中では、「NPO法人」（10%）が最も多くなっている。

### ■地域運営組織の組織形態



組織形態	団体数
認可地縁団体	31
認定NPO法人	4
NPO法人(上記以外のNPO法人)	174
株式会社	5
公益社団法人	2
一般社団法人	7
協同組合	3
自治会・町内会(法人格を持たないもの。連合組織を除く。)	90
自治会・町内会の連合組織(法人格を持たないもの。)	167
任意団体(上記自治会・町内会を除く)	1032
その他	165

※ 以下、組織形態別の分析を行うにあたっては、次の3つの区分により分析することとする。  
 ・法人組織：認可地縁団体、NPO法人（認定NPO法人を含む。）、株式会社、公益社団法人、一般社団法人、協同組合  
 ・任意団体等：自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）、任意団体（自治会・町内会を除く。）、その他  
 ・うち自治会等：任意団体等のうち自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を含む。）

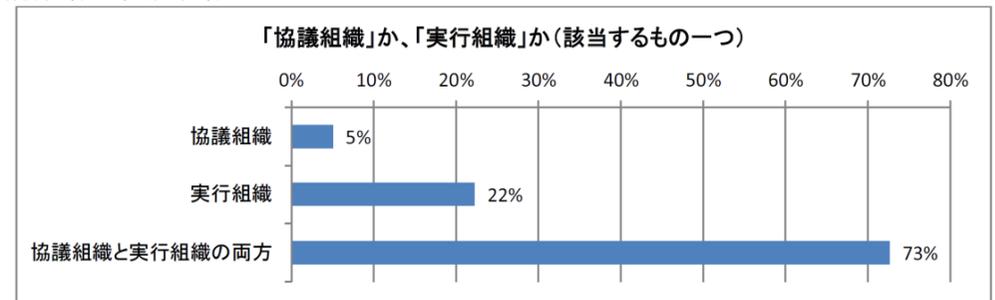
## (4) 協議組織と実行組織

協議組織（機能）と実行組織（機能）との関係については、「協議組織と実行組織の両方」（73%）が最も多くなっている。

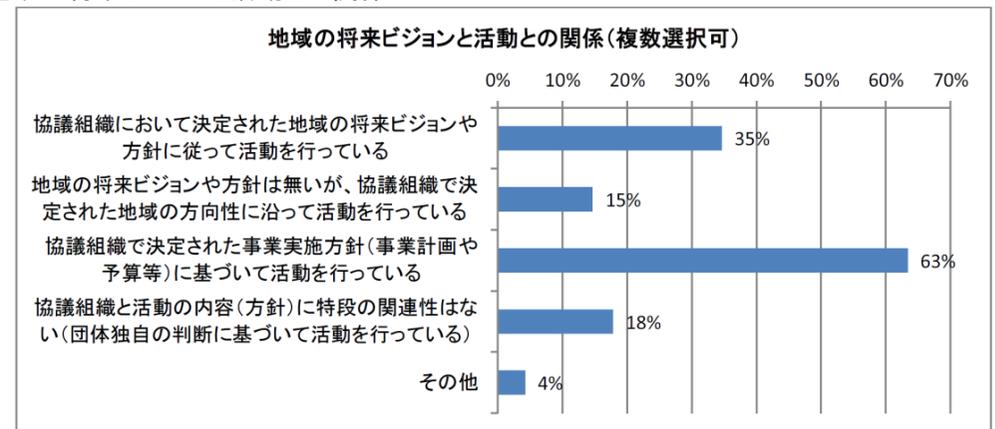
また、地域の将来ビジョンと活動との関係については、「協議組織で決定された事業実施方針（事業計画や予算等）に基づいて活動を行っている」（63%）が最も多くなっており、次いで「協議組織において決定された地域の将来ビジョンや方針に従って活動を行っている」（35%）となっている。

※ 本調査においては、地域運営組織の活動の実態を把握するため、P3における分類にかかわらず、「分離型」については、協議組織、実行組織それぞれに調査を実施した。

### ■協議組織か実行組織か



### ■地域の将来ビジョンと活動との関係



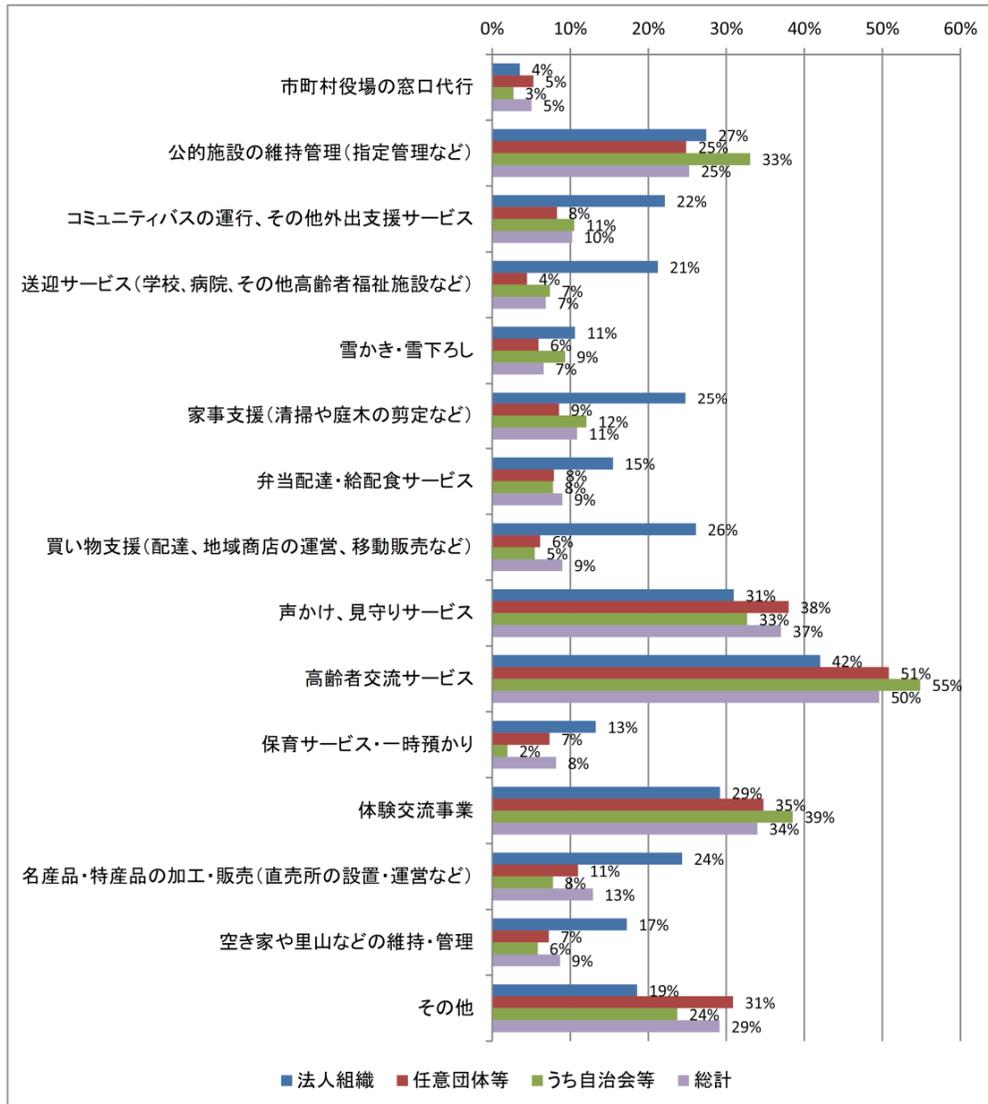
# 総務省「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」 (座長：小田切徳美 明治大学農学部教授) (平成28年3月) (抄)

## (6) 地域運営組織の活動内容

地域運営組織の活動内容については、総計で見ると、「高齢者交流サービス」(50%)が最も多くなっており、次いで「声かけ・見守りサービス」(37%)となっており、高齢者等の暮らしを支える活動が多くなっている。

このほか、「体験交流事業」(34%)、「公的施設の維持管理(指定管理など)」(25%)、「名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)」(13%)も一定の回答があるなど、「公」・「民」・「共」の領域に跨った幅広い活動が行われている。

### ■実施している活動内容(組織形態別)

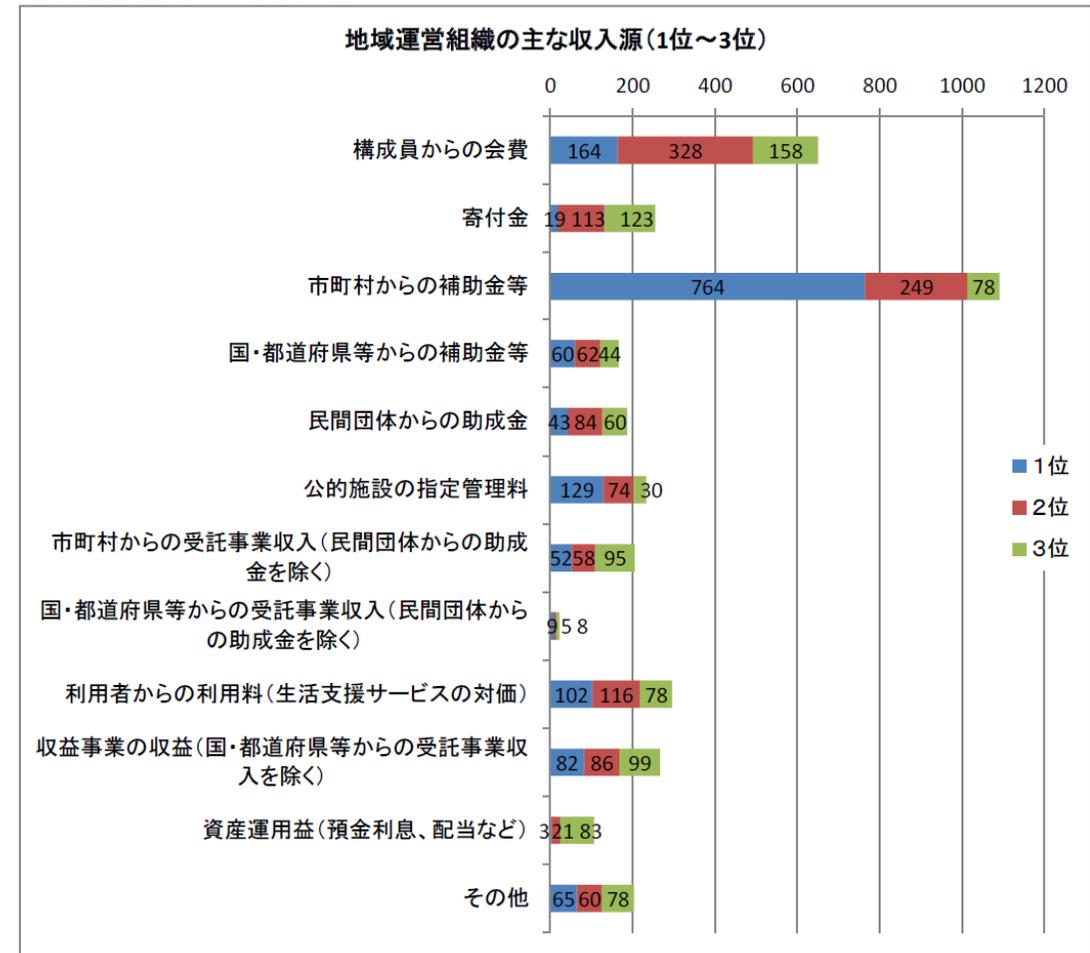


## (7) 地域運営組織の主な収入源

地域運営組織の主な収入源については、「市町村からの補助金等」が最も多くなっており、次いで「構成員からの会費」、「利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)」となっている。

なお、組織形態別にみると、法人組織については、任意団体等と比較して「利用者からの利用料(生活支援サービスの対価)」や「収益事業の収益(利用者からの利用料収入を除く)」といった公費以外の収入源から収入を得ている団体の割合が高くなっている。

### ■地域運営組織の主な収入源



## 6. まとめ

### (1) 都市部において管理組合をはじめ多様な主体が担う地域自治の重要性

- ・ 住みよい地域をつくるためには行政の活動だけではなく、地域住民同士のつながりや助け合いが不可欠である。特に都市部は人口が多く、行政の能力だけで全ての住民に対してきめ細やかな行政サービスを提供することは困難であり、防災や防犯、環境美化等は住民自身の力によるところが大きい。都市部においても、住みよい地域づくりに果たすこうした地域自治の役割は非常に大きい。
- ・ 特に都市部においては、マンション等の多様な住居形態があり、また住民の転出入が多く、生活様式が多様で様々な価値観を有する人が多い中で、自治機能を有する組織の形も多様になってきている。都市部における主要な住まい方として普及してきているマンションの管理組合をはじめ、まちづくり等の特定のテーマについてノウハウを有し活動する協議会やNPO等を広く地域自治の担い手と認識し、行政における支援施策の対象や地域課題解決に向けたパートナーとして捉える必要がある。

(略)

- ・ また本研究会では、都市部の住民の関心が高く、地域の課題や弱点が顕著に現れる防災面における自治会等の役割を中心に調査研究を行ったところであるが、防災面においても、地域団体と住民の日頃からの信頼感の醸成の重要性が再認識されたところである。言うまでもなく、地域での見守り活動や生きがいづくり、防犯、環境対策など、自治会等が地域において果たす役割は多岐にわたるところであり、こうした防災面での活動を契機として、平時よりコミュニティとしての一体感の形成を図り、その他の課題に対しても協働で取り組んでいくことが重要である。

総務省「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」(座長:河合克義 明治学院大学社会学部教授)は、都市部のコミュニティの現状と課題について調査を行い、その結果を以下の9つのポイントに概括している。

## 1. 地域の関係の希薄化

### (1) 自治会・町内会加入率の低下

- ・「若い世代」「ひとり暮らしの世帯」「居住年数が浅い世帯」で加入率が低い傾向
- ・未加入世帯ほど「地域活動に関心がない」傾向

### (2) 近所付き合いの希薄化

- ・特にサラリーマン世帯が多い都市部では、地域にいる時間が少ないため、近所付き合いの希薄化につながっている傾向
- ・東京の都市やマンションで特に顕著であり、地方圏の都市では比較的近隣住民とのつながりを有している例あり

### (3) 地域活動の担い手不足

- ・自治会・町内会の役員の高齢化が進んでいる。役割が集中し、人も固定化する傾向
- ・自営業者等が減少し、代わりに入ってきた外部の企業等は地域活動への協力が得にくい傾向

## 2. 自治会・町内会の役割の多様化

### (1) 支援が必要な住民への対応

- ・ひとり暮らしの世帯等は近所付き合いが希薄になる傾向
- ・「孤独死」防止の観点等から、ひとり暮らしの高齢者や災害時の要援護者等、支援が必要な住民の情報の把握が必要
- ・個人情報管理方法に課題

### (2) 防災面の取組への期待

- ・都市住民の防災に対する意識は高い傾向。「防災力を高める」ことについてニーズが高い
- ・東日本大震災時には、日頃から地域との付き合いがない人は、災害時の避難方法や避難先を知らないため、うまく避難できなかったり、避難先で協調できなかったりする場合あり

## 3. コミュニティを構成する多様な主体

### (1) マンションと自治会・町内会の関係

- ・マンションには既存の自治会・町内会に加入せず、又は退会するところもあり、マンション住民と地域のつながりが構築しにくい
- ・地域における防災等の取組に、マンション等の住民が個別に参加できず、結果的に集合住宅が孤立する事例あり

### (2) 企業等の勤務者や多彩な住民と地域 の関係

- ・都市部は、住民に多彩な人材が含まれており、また住民以外の企業等の勤務者も日中活動を展開
- ・様々な人材を活かすことで、様々な問題に対応する解決策につなげていくことが可能

### (3) 新たな地域コミュニティ組織

- ・自治会・町内会のほか、地域で活動する各種団体・民生委員等が地域課題を話し合い、解決に向けて取り組む「プラットフォーム」を形成する事例あり
- ・プラットフォーム形成により、行政が直接実施してきた事業を地域に委託する流れも増加

### (4) 新たなきっかけによる地域との関わり、 つながりの発生

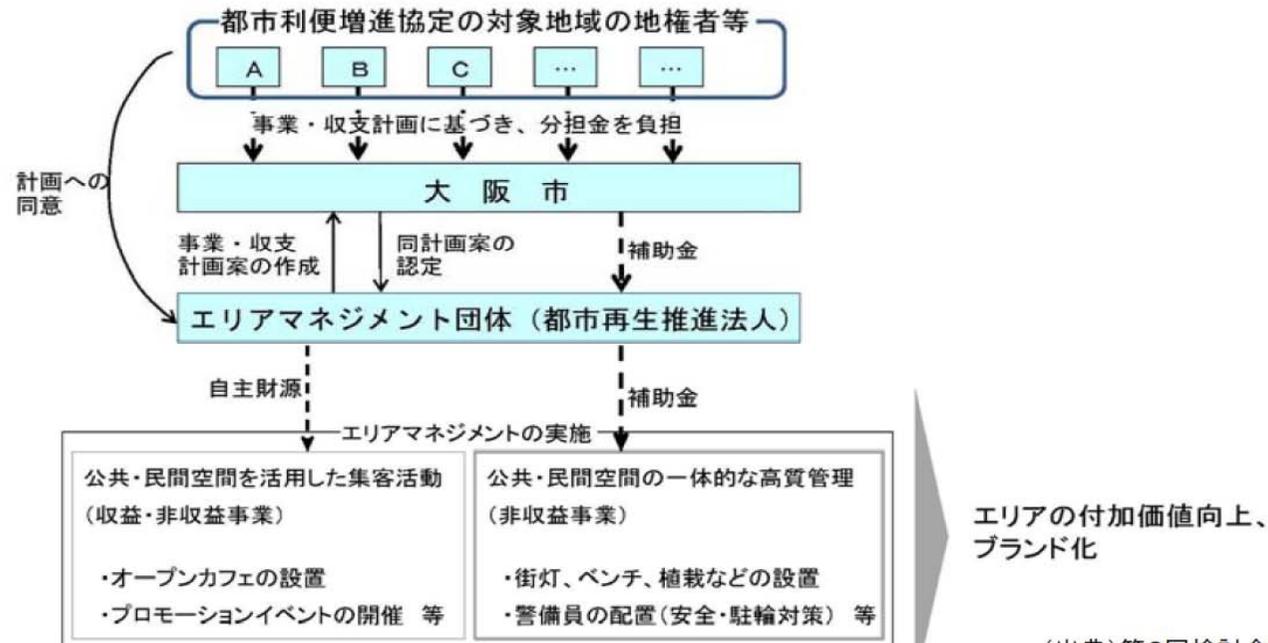
- ・近所付き合いはしなくても、人とのコミュニケーションを望んでいないわけではなく、カフェ等の集いを提供している事例あり
- ・祭りやイベント等は、地域に関心がなかった住民等が地域と関わりを持つきっかけにもなる

# 日本版BIDを含むエリアマネジメントの推進方策検討会（中間とりまとめ） （平成28年6月30日 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局）（抄）

## 大阪版BID制度の概要

### ◆平成26年3月「大阪市エリアマネジメント活動促進制度」を制定

制度の要素項目		大阪市エリアマネジメント活動促進条例(既存制度をパッケージ化)
BID団体の公共的位置付け		都市再生特別措置法で定める「都市再生推進法人」制度を活用
活動財源の確保	BID団体の税優遇	BID団体は、一般社団法人からスタート
	BID財源の徴収・交付	都市再生特別措置法で定める「都市利便増進協定」制度の活用を前提とし、財源の徴収は地方自治法で定める「分担金制度」をパッケージ的に活用。交付は補助金として行う。
公共的空間の活用	公物管理	施設の維持管理を団体が行うことを条件に占有許可や占有料について柔軟に対応する。
	公共空間等の活用	公開空地等の活用を都市利便増進協定に位置づけることを可能とする前提のもと、その活用に係る規制緩和を別途定める。(検討中)



（出典）第2回検討会 大阪市資料

## うめきた先行開発地区における分担金対象事業

### 【巡回バス・イベント等】

#### A 自主財源で行う事業

##### ・巡回バス等

うめくるバス～梅田地区を約30分で巡回



運行時間/10:00～21:00  
 運行間隔/10分～12分  
 運賃/100円（小児50円）  
 1日乗車券/200円（同100円）  
 コンパスシステムでロケーション  
 情報をリアルタイム配信

うめくるチャリ～30台のレンタサイクル



設置場所/うめきた広場  
 利用時間/貸出8:00～20:00  
 返却24時間可能  
 料金/最初の1時間100円  
 以降1時間毎100円  
 カード決済可能  
 台数/30台  
 （うち15台は電動アシスト）

##### ・イベント等

ミュージックバスカー



ビアガーデン



（写真提供）グランフロント大阪TMO

3Dプロジェクションマッピング



大阪クラシック



### 【都市利便増進施設※の管理】

#### B 自主財源で行う事業

##### ・オープンカフェ・広告の管理

オープンカフェ



バナー広告



#### C 分担金で行う事業

##### ・歩道空間の管理

施設の点検



清掃



放置自転車対策



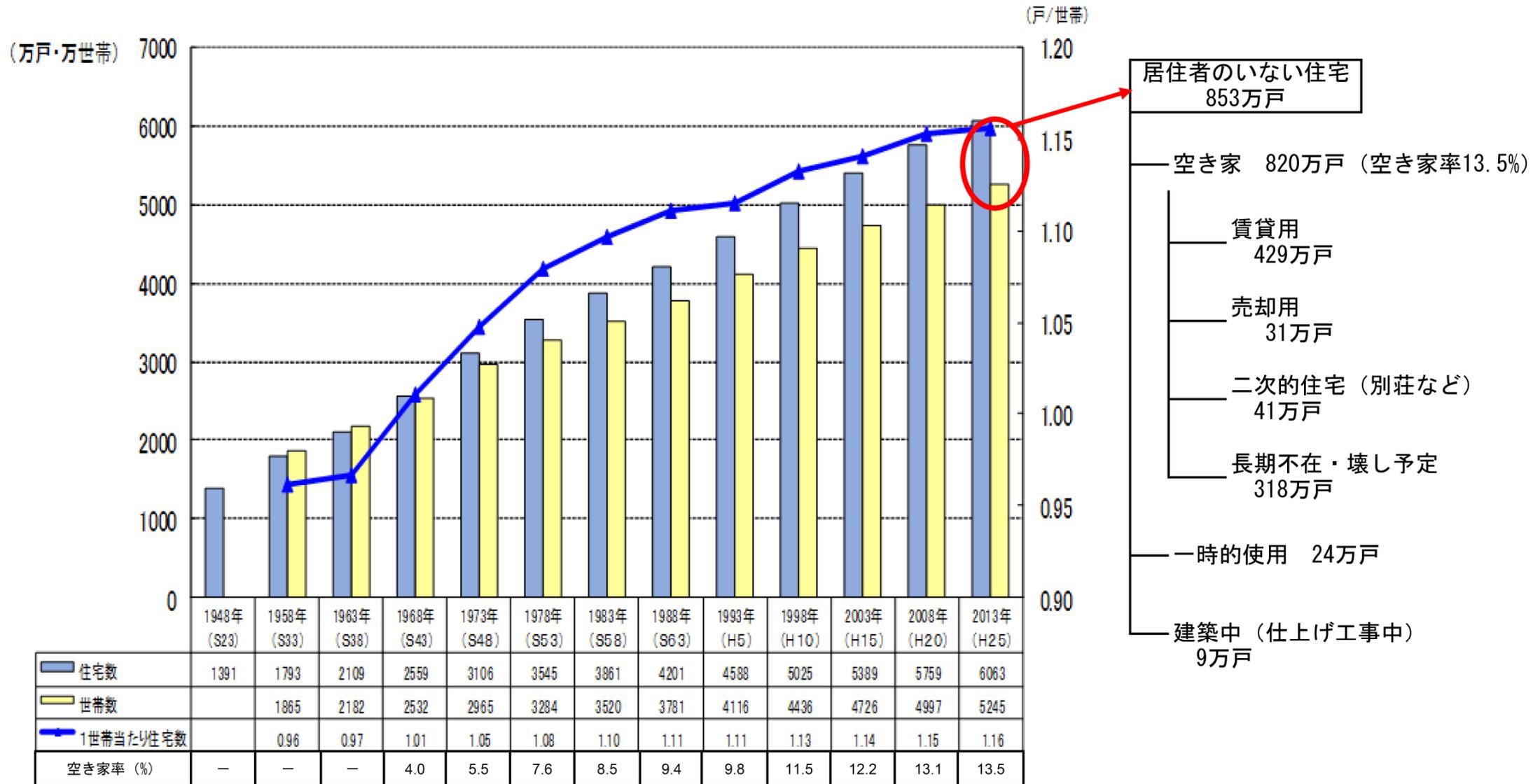
巡回



※協定に位置付けられた都市利便増進施設にかかる道路占用料について免除

# 住宅ストック空き家上昇率（国土交通省 平成27年度住宅経済関連データ）（抄）

## 1 世帯数、住宅戸数の推移 （2）住宅ストックと世帯数の推移



（注）世帯数には、親の家に同居する子供世帯等（2013年＝35万世帯）を含む。

（資料）住宅・土地統計調査 [総務省]